

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例				
条 例 番 号	昭和34年神奈川県条例第26号	法規集	第8編第5章		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	ふぐの適正な取扱い及び販売を確保し、ふぐによる中毒の発生を防止するために必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、食品衛生法に基づく規制に加え、ふぐの取扱い及び販売について特に規制を加える必要があることから、現在においても必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定める試験制度、認証等要件、遵守事項等により、本県においてふぐによる食中毒は発生しておらず、有効に機能している。			・ふぐ営業等施設数 県内（うち県所管域） （平成31年3月31日現在） 認証施設 1,001施設（247施設） 届出施設 1,913施設（505施設） ・ふぐ包丁師免許交付数 平成30年度 51件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める営業者、ふぐ包丁師、ふぐ加工製品取扱者の基準や遵守事項は、必要最小限のものであり、効率的なものである。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」実施計画の施策分野Ⅱ「安全・安心」の「3生活の安心の確保（1）食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	食品衛生法において、ふぐは、有毒な食品として一般に販売することが禁止されているが、専門知識を有する者が適切な処理をすることで販売等が可能な無毒な食品となる。これは、同法で掲げる飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するという目的に適合しており、憲法や法令に抵触するものではない。 なお、国における成年被後見人の権利制限に係る措置の見直しに合わせて、ふぐ包丁師免許に係る欠格事由について規定を整備する必要がある。			
その他	条文の内容に不明確な部分があるため、その内容について整理、検討が必要である。				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 欠格事由について見直す必要があるとともに、対象者ごとに遵守事項等を規定するなど、条文の記載内容を明確にするため、条例の改正及びその運用の改善等を検討する必要がある。			